

厚生委員会記録

開催日時 令和2年4月28日(火) 13:25～15:08

開催場所 第1委員会室

出席委員 9名

大国 正博 委員長
佐藤 光紀 副委員長
樋口 清士 委員
浦西 敦史 委員
小林 照代 委員
尾崎 充典 委員
米田 忠則 委員
出口 武男 委員
小泉 米造 委員

欠席委員 なし

出席理事者 西川 福祉医療部長
石井 医療・介護保険局長
鶴田 医療政策局長 ほか、関係職員

傍聴者 なし

議 事

(1) 議案の審査について

《令和2年度議案》

議第50号 令和2年度奈良県一般会計補正予算(第1号)

(厚生委員会所管分)

議第52号 奈良県新型コロナウイルス感染症対策基金条例

<会議の経過>

○**大国委員長** それでは、ただいまから厚生委員会を開会いたします。

なお、理事者においては、西野医療・介護保険局次長が公務のため欠席しておりますので、ご了承願います。

新型コロナウイルス感染防止の観点から、傍聴をご遠慮いただくようお願いしておりますが、傍聴の申し出があれば、密集しないよう配慮し、5名を限度に入室していただきます

すので、ご了承願います。

また、本日の委員会において、写真、テレビ撮影による取材があると聞いております。もし取材がある場合は、委員会の審議に支障のないよう行っていただくことで許可してよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

それでは、写真、テレビ撮影による取材を許可することといたします。

案件に入ります前に、あらかじめお断りしておきます。本日の委員会では付託議案の審査のみとなっておりますので、ご了承願います。また、付託議案に関係する理事者に限って出席を求めていますので、ご了承願います。

それでは、案件に入ります。

まず、付託議案の審査を行います。

当委員会に付託されました議案は、委員会次第に記載のとおりであります。

審査に先立ち申し上げておきますが、臨時議会ですので、委員長報告は、付託を受けました議案の審査結果についてのみの報告となりますので、あらかじめご了承願います。

それでは、付託議案について、福祉医療部長、医療・介護保険局長、医療政策局長の順に説明をお願いします。

なお、理事者の皆様におかれましては、着席にてご説明、ご報告願います。

○西川福祉医療部長 それでは、私からは福祉医療部所管の付託議案についてご説明申し上げます。

補正予算案について、「令和2年4月臨時県議会提出予算案の概要」3ページ、まずは新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止ですが、福祉医療部所管の事業としては、学習支援教室感染拡大防止事業から障害者支援施設等感染拡大防止事業まで、4つの事業全て、記載の施設等へのマスクや消毒液等の配付となっています。4事業合わせて6億3,500万円余の計上です。

それから、障害児放課後等デイサービス等利用支援事業は、特別支援学校等の臨時休業による利用増に伴う追加経費に対して補助するものです。

4ページ、在宅障害者等安否確認等事業は、新型コロナウイルス感染症の影響により、在宅生活を強いられておられる障害者等の安否確認等を行う市町村事業ですが、その市町村に対する補助です。

それから、聴覚障害者意思疎通支援対策強化事業は、遠隔手話の通信環境を整備するた

め、県の聴覚障害者支援センターにタブレット60台を整備するものです。

5ページ、「2 医療提供体制の整備」、軽症者療養体制構築事業ですが、先週金曜日から新大宮の東横インで運用を開始した軽症者等を受け入れる施設の確保に係る経費として500室分、6カ月分を計上しております。

「3 検査体制の強化」ですが、PCR検査試薬購入、6ページの民間検査の委託等によって体制の強化を図っていくものです。

「4 生活に困っている世帯・個人への支援と中小企業の資金繰り対策」です。まず、生活福祉資金貸付原資造成補助金ですが、令和元年度2月補正予算においても2億1,300万円お認めいただいておりますが、さらに今回、国からの追加がございまして、3億7,000万円の追加の積み増しを行うものです。それから、生活困窮者住居確保給付金は、現在、借家にお住まいの方が離職や休業等に伴う収入減少等により、住宅を失うおそれがある場合に家賃相当の給付金を給付するものです。県予算で計上しているのは、県福祉事務所所管の町村分です。各市と十津川村においては、それぞれで措置がされることとなっています。

補正予算案に関しては以上です。

条例の制定について、「厚生委員会資料（条例）」1ページ、奈良県新型コロナウイルス感染症対策基金条例です。先ほどの本会議での知事の提案理由説明にもございましたが、理由欄に記載しているように、県民や事業者等からの寄附金を財源として、県内における新型コロナウイルス感染症まん延の防止、患者の診療等に従事する医療従事者等の支援その他新型コロナウイルス感染症対策に必要な施策の推進を図るために、新たに基金を設置するものです。

要旨はそのページに、それから条例本文は3ページに記載しています。

施行期日は公布の日からとしています。

○石井医療・介護保険局長 私からは、医療・介護保険局に关します予算案の概要を説明させていただきます。「令和2年4月臨時県議会提出予算案の概要」3ページ、高齢者福祉施設等感染拡大防止事業については、高齢者福祉施設等に対してマスクや消毒液等を配付するため、県が一括購入するものです。

○鶴田医療政策局長 私からは医療政策局所管分についてご説明させていただきます。

「令和2年4月臨時県議会提出予算案の概要」4ページ、新型コロナウイルス感染症医療従事者等宿泊費補助事業は、新型コロナウイルス感染症患者の治療や検査のため、勤務地

近くの宿泊施設に寝泊まりされる医療従事者等に対し宿泊費を支援するものです。帰国者・接触者相談センター運営事業は、電話相談窓口の受付時間を延長し、24時間体制で県民からの相談に対応します。

次に、5ページ、入院医療機関設備整備補助事業は、入院医療機関で必要となる人工呼吸器やECMOといわれる人工肺などの設備整備に対し補助を行うものです。外来協力医療機関設備整備補助事業は、感染症外来を実施している医療機関で必要となる外来施設やX線装置などの設備整備、防護服などに対し補助を行うものです。精神科医療機関設備整備補助事業は、精神科医療機関で感染が発生した場合に対応できるよう、簡易陰圧装置などの設備整備に対して補助を行うものです。新型コロナウイルス感染症患者入院病床確保事業は、入院病床を新たに確保するために、医療機関が感染症病床以外の病床を空床とした日数等に対して、空床補償を行うものです。県内医療機関患者受入体制整備事業は、医療機関等において患者の受入れに対応できるよう、防護服やフェイスシールドなど感染防止のための装備や、患者の健康管理のための血中酸素濃度測定機など必要な医療資機材の整備を行うものです。

6ページ、PCR検査機器整備補助事業は、PCR検査体制を強化するため、医療機関のPCR検査機器の整備に対し補助を行うものです。PCR検査公費負担は、新型コロナウイルス感染症のPCR検査に係る公費負担について所要額を計上するものです。新型コロナウイルス感染症屋外診察体制整備補助事業は、新型コロナウイルス感染症の可能性がある患者の屋外診察のために、派遣を求めた医師、看護師などの人件費等を補助するものです。

○大国委員長 ありがとうございます。

それでは、付託議案について、質疑があればご発言願います。なお、感染症対策の観点からも、質疑、答弁はできるだけ簡潔にさせていただきますようご協力をお願いします。

○樋口委員 それでは、簡単に3点ほどお伺いしたいと思います。

まず1つ目、補正予算の感染拡大の防止というところに係るもので、マスク、消毒液の各施設への配分、あるいは購入経費の一部負担補助ということで上げられているものですが、令和元年度補正予算は2週間分を高齢者の施設に配付するということでしたが、例えば高齢者福祉施設等に限ってでも結構ですけれども、どれぐらいの量のものを今回配付する予定にされているか、この点いかがでしょうか。

○井勝介護保険課長 今回の補正予算に関しましては、高齢者施設等でこの感染症が長

引いた場合にも対応できるよう、おおむね11カ月はいけるように積算しております。

○樋口委員 前回の2週間に対し約11カ月、年度内いっぱいは大丈夫ということですが、前年度の2週間分のマスクや消毒液は、いつの段階で発注をかけて、それがいつ頃届いて、現状、各施設への配付はどういう状況になっているのか、この辺りもしお分かりでしたらお願いします。

○井勝介護保険課長 この前の補正予算の成立後、順次発注をかけております。なかなか一度に全てはそろわないのですけれども、確保できたものから順に配付しているところです。

例えばマスクでいいますと、現在10万枚を調達することができましたので、大阪府と県境を接する10市町村を中心に、そこに所在する事業者等に配付しているところです。

また、それ以外のところにつきましても、今のめどとしては5月下旬から6月ぐらいに何とか確保できればというところで、調達に向けて努めております。それが確保でき次第、配付させていただきます。

○樋口委員 今のは令和元年度補正予算分です。それがまだ届いていないところがあるという話で、実際近くの施設でお話をお伺いしますと、「全然足りていない。本当に配給制で1週間に1人3枚で何とかこなしてくださいみたいなことでやっている。」という状況で、なかなか手元に届くということができていないと感じます。

予算として11カ月分は押さえているのですけれども、それをどれだけ早く順次切れ目なくお渡しできるか。1つの施設にどかんと11カ月分ではなくて、生産体制を見ていると、1カ月分ずつなどになっていくのだろうと思うのですけれども、そこを切れ目なく上手に配っていけるよう、そこは県がどうしろという話ではないと思うのですけれども、先々の発注などで何とか対応してもらえないかと思えます。その点、行き届くように、できる限りのご努力をお願いしたいと思えます。

2点目、医療提供体制の整備についてです。これは今いろいろと取組を進められている指定病院等々の機能強化的なものが盛り込まれて、あと宿泊施設についても軽症者を受け入れるために、東横インだけではなく、500室ということで、先を見て少し大きな枠で押さえていくための費用を予算計上されているということですが、そのほかの医療機関で今置かれているものは、既に動いているものだけがどうも前提になっていると思うのです。

将来的に感染者数が増えてくるということを想定されているとすれば、例えば5月の動きで、もう少し予算を取っておかないといけないのではないかという心配もあるのでお伺

いしているわけですが、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議の4月22日の提言の中で、各地域の中でラインを作っていくという話があって、県を中心としたラインと別立てで各地域ごとにラインを作ることに対応しようとする、例えば今、西和医療センターで発熱外来を設置するという話がありますが、そこだけではなくて、各地域にそういうものが出来上がってくるのが望ましい形になると思うのです。それに向けての予算というのがこの中に盛り込まれているのかどうかお伺いしたいと思います。

○堀内地域医療連携課長 「令和2年4月臨時県議会提出予算案の概要」5ページ、入院医療機関設備整備補助事業として、人工呼吸器や人工肺の整備、それから外来協力医療機関のX線装置や個人防護服等の整備について計上しており、補正予算の計上に当たりましては、今後の感染患者の増を見据え、関係医療機関に対し入院や外来診療に必要となる設備等を聞き取った上で、現時点で必要と考えられる経費を計上させていただいております。

本県においても、3月28日以降、ほぼ毎日感染者が発生しており、予断を許さない状況です。今後の患者の発生状況に注視し、関係医療機関の協力を得つつ、引き続き医療提供体制の一層の拡充に努めたいと思っております。

それから、西和医療センター以外の発熱外来につきましては、まずは西和医療センターのほうで整備させていただき、それを横展開させていただいて、今後整備に努めたいと考えている次第です。

○樋口委員 今見えているところでの予算づけで、当然感染拡大というのは想定済みではあるのですが、そこから横展開ということで、協力していただけるような医療機関に名乗りを上げていただき、そこでまた増やしていくと。そのときは別途予算措置がされていくということですのでよろしいですね。なので、適宜適切に必要なもの、要はお金がないからできないという話が一番格好悪いので、そこはきちっと押さえながら、動向がこれからどうなるか分からないところで見積もっておられるので、将来、今後の動向を見ながら、遅滞なく予算づけをぜひやっていただきたいと思います。

5月が1つの正念場だと思いますし、このお金で5月いっぱい動けるとは思っていないので、そこはぜひきちんと見積もってアクションを起こしていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

最後、3点目、奈良県新型コロナウイルス感染症対策基金条例があって、これが設置されてこれからの取組に生かしていただくのは非常にいいことだと思うのですが、た

だ寄附金を財源にするということなので、10万円の特別定額給付金の話があって、各市町村ともにそれをターゲットにしながらかめていくような取組もちらほらと見えてきてい
る中で、県としてこれを集めていくときに、かなり競合しながらになっていくのだろう。

そのような中で一定のボリュームの基金を造成していくということがちょっと難しい部
分もあるだろうと想定するのですけれども、ただ一定ボリュームがないとやるべきことが
できないという話にもなるので、そこはできるだけ寄附を募っていく中で、上手にPRし
ていただきたいのですが、どれだけのものが集まるかによってできることが変わって
くると思うのです。今想定している具体的な基金の使い方というのはどういうものか。主
なもので結構ですけれども、お答えいただけますでしょうか。

○西川福祉医療部長 まず1点目、誤解のないように申し上げておきたいのですが、特
別定額給付金10万円を当てに寄附してくださいというものでは決してございません。あ
くまでも新型コロナウイルスに感染しておられる患者に、高いリスクにさらされながら、
最前線で向かい合っておられる医療従事者の方を応援したいという県民の方からのお声
を頂き、それを契機にこの基金を創設するものです。

先ほどおっしゃったようにどれだけ集まるかによって使い道はいろいろあるということ
ですが、今のところは一番最初にお声を頂いた医療従事者を応援したいというご意思に沿
う形で、例えば最前線で患者と直接向き合っている医療従事者の方への激励金
を支給するということが考えられるのではないかと想定しているところです。

○樋口委員 激励ということであれば、今動きのある間に提供することが必要になって
くるかと思うのです。どのタイミングで寄附が集まってくるのかは分かりませんが、で
きるだけ早く集めて、早くお渡しすることが求められるのだろうと思いますので、そこは
そういうアピールをぜひしていただきたいと思います。

医師、看護師等という医療従事者の範囲はどこまでなのだろうか。いろいろお伺いしま
すのは、特に最前線に立つ医師、看護師といった方々は当然、そのご労苦に報いていかな
いといけないとも思うのですけれども、ただ例えば診療所などで非常に不安を抱えながら
診療されている医師、そこから処方箋を回された薬局の方はどうなのか。あるいは医療か
らは外れますけれども、介護の現場に立っておられる方、感染リスクの高い職業というの
は幾つかあって、そこが止まると皆さんが非常に困るところに対して対応できるの
か、できないのか。この辺りは、先ほど申しましたように幾ら集まるかでその範囲は変わ
ってくるのだろうとも思うのですけれども、いろいろな方がいらっしゃるので目配りしな

がら、今後の対応を考えていただきたいと思いますのと、特に先ほど申しましたように、医師、看護師など本当に命がけでやっておられるところに対しては、相応の対応をしていただきたいと思います。

そのときに基金だけに頼ってできるのかどうかについては、恐らくお金の集まり方で実行していかないといけないところだと思いますので、そこは状況を見ながらいろいろとお考えいただきたいと思います。

○小林（照）委員 私のほうから、数点お尋ねいたします。

初めに、感染拡大の防止について、在宅障害者の安否確認事業は、在宅生活を強いられる障害者等の安否確認等に関する経費ですけれども、これはどのような条件に対して算定が行われているのかお尋ねいたします。

○東川障害福祉課長 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、外出自粛要請が長期化し、障害福祉サービスの利用を控えたり、ふだんよりも外出の機会が減少する状況で、在宅生活を強いられている障害のある方たちに対して、相談支援専門員等の専門職による個別訪問等により、その方々の現状を把握し、緊急的な相談受付や情報提供等に係る費用について補助する事業です。

具体には、市町村が相談支援事業所等に委託して、在宅のひとり暮らしの障害のある人をはじめ、障害のある人等と同居する家族の状況等を勘案して、適切な介入が必要な人に対し、電話や訪問などによる相談や本人の状況把握を行うというものです。

また、従来の障害者総合支援法での指定特定相談支援事業及び指定障害児相談支援事業を活用し、本事業を行うことも可能となっております。

具体的な範囲等につきましては、国の予算成立後に示されると聞いております。今回の経費の算定につきましては、相談支援の利用者の延べ人数に相談支援事業の報酬単価月額を掛けて積算しております。

○小林（照）委員 先日、生活介護や就労継続支援B型をやっているグループホームなどに事情を聞いてみましたら、やはり新型コロナウイルスの影響によって家で過ごすことにならざるを得ない障害者や利用者が増えております。それで、障害者がパニックになったり、ストレスで暴力を働いたりして、家族も大変困っているという状況も話しておられました。訪問や電話の支援に対しては、さらに在宅支援が強く求められていると思いますので、よろしく願いいたします。

次に、医療提供体制の整備について、2つお聞きします。

精神科医療機関の簡易陰圧装置や個人防護具等の設置に対して補助するものですが、この補助の対象がなぜ1法人だけなのでしょう。お尋ねいたします。

それから続けてお聞きしますが、県内の医療機関関係患者受入体制整備事業について、県内の指定医療機関や救急受入れの病院や夜間休日診療所など、リスクの高いところには既に防護服等の配付がされているとお聞きしているのですが、今回の予算ではどのくらいの病院に防護服が配付されることになるのでしょうか。一般病院などへの防護服の配付はないのでしょうか。お尋ねいたします。

○戸毛疾病対策課長 精神疾患を有する方で新型コロナウイルス感染症に感染していることが判明した患者の入院受入れ等についてまず説明させていただきます。

現在、県内の精神科診療の拠点である県立医科大学附属病院、奈良県総合医療センター、国立病院機構やまと精神医療センターの3病院と調整しております。

県内の民間精神科病院においても新型コロナウイルス感染症の発生に備え、感染予防策を講じていただく必要があることから、今回、国の補助金の対象事業となる簡易陰圧装置の整備等について、4月初めに活用を呼びかけたところ、まず信貴山病院から希望があり、今回予算措置をするものです。

他の民間精神科病院の整備に向けて準備を進めていますので、次の議会において所要額について予算措置を予定しております。

○小林（照）委員 精神科の病院は11ぐらいあると思うのですが、なぜ1カ所なのかと思ったのですが、今後補助を検討されていくということですので、よろしくお願ひいたします。どこの病院でも入院患者がおられますので、そこで発生したときには必ず防護服等々の設備は必要になると思います。

○中森業務課長 県内の医療機関患者受入体制整備事業についてです。防護服のことですが、これまで感染症指定医療機関や帰国者・接触者外来については、マスク、消毒用エタノール、防護服等の医療資機材について日々調査を行い、1週間以内に在庫が枯渇する場合には、アラート報告を頂くことになっています。これに基づいて資材を供給させていただいているところです。

小林（照）委員お尋ねのこれら以外の医療機関、先ほど救急告示病院や休日夜間診療所という話でしたが、これらについては急遽、疑似症患者を受け入れていただく可能性もあることから、リスクの高い医療機関について優先的に防護服を配付させていただいているところです。

したがいまして、感染症指定医療機関について、重症の入院患者等を受け入れていただく7病院と、帰国者・接触者外来設置4病院、それと救急告示病院41、休日夜間診療所12に対して、まずはリスクの高いところに防護服等の調査を行って、配付させていたでているところでは、

それ以外のところについては、医療崩壊を起こさないために、そういったところをまず重点的に配付させていただきたいと思っております。

○小林（照）委員 新聞報道やいろいろな報道でご存じだと思いますけれども、今医療現場で起こっている事態というのが非常に深刻になってきております。医療用のN95マスクや防護服が足りないという声が各地で起こっており、大変不足しております。

それで、先日、医師会の先生にお会いしましたら、先生のお話ではビニールのかっぱを前後ろにして、前後に着て、クリアファイルで防護して診察をしていますと言われておりました。ですから、一般病院でも診療所でもやはりそういう患者を診なければならないという事態が起こるわけですから、私は全ての医療機関に必要なだと思っております。

今後、そういう状態などもよく見ていただいて、ぜひ防護服やマスク、フェイスシールドなどの配付は全てのところにできるようにしていただきたいと思っております。防護服のない状態で診療すれば、医療崩壊が起こるとずっとと言われております。日本医師会会長も先日の記者会見で、防護服がない状態で診療すれば医療崩壊が起こると言っておられますので、ぜひそういうことをご検討いただきたいと思っております。

続けてお尋ねいたします。「3 検査体制の強化」についてです。PCR検査につきましては、最近では感染者数における感染経路が不明の比率が、奈良県の場合はまだ少ないかと思っておりますが、高くなっており、大変心配な状況です。

全国的に拡大が広がる中で、急速にPCR検査の拡大が求められてきており、日本共産党も16日、感染爆発、医療崩壊を止める緊急提案で、PCR検査センターを各地に作り、必要な人を速やかに検査する体制に転換することを求めてまいりました。

奈良県も現実に、土日はなかったようではございますけれども、感染者が出ておりますので、PCR検査の現時点での状況、陽性者数及び検査人数や検査日数はどのようになっていますか。また、1日当たりの検査件数はどうなっていますか。そして、これまで議会の答弁で1日360件を目指すと言われていましたけれども、今受入れの状況はどういう状況になっていますか。お尋ねいたします。

○戸毛疾病対策課長 新型コロナウイルス感染症の蔓延防止のためには、感染が疑われ

る方に対して行政検査を確実に行うことが重要であり、そのため県内の検査体制の維持確保が必要と認識し、検査体制を強化しております。

PCR検査につきましては、保健研究センターの検査を当初は1日最大30件だったのを、4月20日から1日最大60件まで実施できる体制を整備しています。

行政検査としては、奈良市が同じく20日から独自で1日最大24件の検査体制を整備しています。また、行政検査の対象について、重症者や結果の判明を急ぐ場合を優先とし、迅速に結果が出せるよう、帰国者・接触者外来を持つ11医療機関から民間検査機関に検査を依頼できる検査体制を確保しています。

現在契約している民間検査機関は4社あり、今後の1日当たりの処理可能件数は、4月15日から始まったいわゆるドライブスルー診察分も含めて100件と考えており、行政検査と民間検査を合計した1日の最大処理可能件数は約180件と考えております。

検査件数の実績としましては、2月5日から4月24日までを把握した速報値ではありますが、行政検査分が1,219件、うち陰性が1,155件、陽性が64件となっています。民間検査分は65件、うち陰性が57件、陽性が8件ですが、検査数の合計は1,284件となっています。

体制を確保し、ドライブスルー診察も始まった4月14日から20日までの週が一番検査数が多い週でしたが、合計324件で、1日平均が46件となっています。

さらに、行政検査が一気に増大した場合の民間検査への委託や医療機関が独自にPCR検査できるよう、5つの医療機関に対してPCR検査機器の整備について補助します。

これらのことにより、必要な全ての方が迅速にPCR検査を受けることができる体制整備を充実していきたいと思っております。

○小林（照）委員 初めの段階での受入体制の検査件数は、受入れのところも拡大されてきているし、広がっているのですけれども、当初は本当に多くの人から相談センター、保健所になかなかつながらない、つながっても条件に合わないなどの理由で、なかなか検査をしてもらえないという声がたくさんありました。

県民の皆さんのこうした不安やいら立ちは改善されたかと思えますし、求められると思いますけれども、今回の予算化によってさらに県民の不安は解消されていくのでしょうか。その点をお尋ねいたします。

○鶴田医療政策局長 検査体制につきましても、ドライブスルーの方式の検査を奈良県はかなり早く導入させていただきました。県内3病院で実施させていただいていますけれ

ども、今は毎日できている状況ではありませんので、毎日できるような状況を目指して、しっかりと体制を整えていきたいと思っています。そういったことによって、県民の方々の不安解消にもしっかりと努めていきたいと考えております。

○小林（照）委員 確かにドライブスルーを導入していただいて、それだけかなり機会は増えていると思います。

もう一点お聞きしたいのは、4月15日、奈良市保健所に行きました。相談の電話が土日でも100件、200件とかかって、多いときには200件以上ということで、相談に当たられた方は帰国者・接触者相談センターにつなぎ、再度相談者につなぐということで、1件当たりの時間も相当かかる。夜遅くまで休み時間も取れない。地域の医師も院内感染しないか不安を抱えている。専門に見る発熱外来などが必要という声がありました。

奈良市保健所では、先ほどもご答弁がありましたPCR検査を4月16日からだと思えますけれども、実施できるようになったという報告もありましたが、PCR検査はどうしても保健所を通して行われていますので、検査をさらに増やすのには保健所が要になっているのではないかと思いますので、私は保健所の体制が拡充されることが必須だと思っております。

それでお尋ねしたいのは、保健所の体制強化の現状と今後の方向についてお示しいただきたいと思っています。

○芝池福祉医療部次長（企画管理室長事務取扱） 新型コロナウイルス感染症対応のため、これまで正規職員の保健所兼務や人事異動により、保健所体制の強化を図ってきたところ です。

人事異動に加え、4月9日には郡山保健所、中和保健所に検体配送及び相談に対応する職員を3名ずつ追加配置し、また4月22日には中和保健所に1名追加配置している状況です。

さらに、各保健所で勤務していただける保健師を会計年度任用職員として募集する予定をしており、5月1日から4保健所で約10名の保健師を募集する予定となっております。

○小林（照）委員 本当に保健所の皆さんの大変な状況というのは、私たち共有しないといけないと思うんですね。ですから、新たに採用も考えていただけるということですので、また今後の状況の中ではさらに増やしていただかなければならないと思っております。よろしくをお願いします。

PCR検査が感染拡大阻止と重症化防止の鍵を握ると言われております。お答えいた

いたように、まず最前線で検査に対応する保健所、専門外来の拡充の問題がありますし、そして、最近言われていますのは、医師が判断したら誰もが検査を受けられる体制を整えていくということで、東京では東京都医師会がPCRセンターを47カ所作る動きがあり、全国にもこれが広がっております。そうした動きの中で厚生労働省も通知を出して、各地の自治体に設置を促した地域外来検査センターが各地に広がってきている。これも報道されていますのでご存じかと思えますけれども、こうした動きや経過を見ていただいて、まだまだ新型コロナウイルスの感染拡大が続くのではないかという状況ですので、一層の検査体制の強化を求めておきたいと思えます。

それで、次の問題に移ります。4の生活に困っている世帯・個人への支援というところで、生活福祉資金貸付原資造成補助金についてお尋ねします。

先ほど説明があった生活福祉資金の貸付原資の積み増しをされるものですが、生活福祉資金のこの間の実績件数と金額はどうなっていますか。貸付要件の緩和や対象拡大などで利用が増えているとは思いますが、7月までの間、どれだけの需要を見込み、それに対応できるのでしょうか。お尋ねいたします。

○松山地域福祉課長 今回の特例措置のために、まずは令和2年2月補正予算で2億1,300万円を計上いたしまして、その後、今回これに加えて3億7,000万円を原資造成することとしていますので、合計としてまずは5億8,300万円を積み増しすることとなります。

それで、実績ですが、貸付要件の緩和がされたのが令和2年3月25日からになりますが、そこから4月17日までの間に緊急小口資金434件の貸付けを決定しており、7,781万円の貸付けとなっているところです。

この間の貸付けの営業日数は18日ですので、これで計算しますと、1日当たりの貸付件数が約25件、貸付金額が約450万円となります。この数値を基に特例措置期間が令和2年7月末までですので、この間の所要額を推計しますと、残りの営業日の日数が69日となりますので、件数としては1,725件、金額が3億1,050万円となります。これに先ほどの実績を加えますと、件数としては2,159件、金額は3億8,831万円となります。

○小林（照）委員 社会福祉協議会の窓口に行きますと、この申し込みが非常に増えているということです。これまでの生活資金は非常にハードルが高かったのですけれども、今お話がありましたように、貸付要件の緩和もされております。これまでハードルが高か

った生活資金が借りやすいという状態になっているわけですがけれども、新型コロナウイルス感染症の拡大はまだまだ続くようですので、さらに利用者が増えていくのではないかと思います。

十分な原資の確保とともに、貸付要件の緩和に加えて、それぞれ個別の事情があると思いますので、申請者の事情に応じた柔軟な対応と適切なアドバイスを強く求めておきたいと思います。よろしくお願いします。

最後です。これは意見で述べさせていただきます。奈良県新型コロナウイルス感染症対策基金条例について、先ほどもお尋ねがあったのですがけれども、この基金の財源は県民、事業者等からの寄附金となっております。

この基金の目的、趣旨からしますと、新型コロナウイルス感染症まん延の防止、医療従事者等への支援など、感染症対策の施策の推進ですから、これはやはり国や自治体が担うべきものであって、もちろん善意による寄附で、自主的、自発的なものですから、何とか役立ちたいと思っておられる方々の寄附は頂いたらいいと思いますけれども、この目的からして寄附のみに財源を求めるべきではないのではないかと。

先ほどもどれだけ集まるかによってどれだけのがやれるかと言われましたけれども、そういう点では寄附だけに頼るべきではないと思いますので、これは意見として申し上げておきます。

○尾崎委員 簡潔に数点質問させていただきます。

無症状や軽症者の宿泊施設を新大宮に確保されました。これからどのように確保しているのかまずお聞きしたいと思います。

○西川福祉医療部長 今回の新大宮に確保したのは、募集をかけて、協力したいという申し出のあったところと協議させていただいて、確保したということになっております。

その後も募集をまだ続けておりますので、そういう中で協力を申し出される宿泊施設があれば、そちらと個別に協議をさせていただいて、マニュアルや運営の仕方などいろいろと条件がございますので、その協議が整えば広げていくということになるかと思いますが、今のところすぐ次がどこかと決まっているものではございません。

○尾崎委員 私の考えですがけれども、やはり能動的に動いていただくというか、こちらから営業をかけてあの施設ならいけるのではないかとということで、応募していただく人を待つのではなくて、こちらからでも積極的に、例えば今は北和が確保できたので、中和、南和と順番に積極的な確保をすべきだと思うのですがけれども、いかがでしょうか。

○西川福祉医療部長 募集のときには、最初の段階で、当然個室のバス、トイレ付きの部屋という条件で、おおむね100室以上の部屋を持っておられる宿泊施設には、個別にこういうものを募集しているので、よければご応募というかご協力いただけないかという声かけはさせていただいております。

その後、100室程度ということで、もうちょっと客室の少ないところにも声はかけさせていただいているところです。

○尾崎委員 了解しました。

次に、医療従事者の宿泊施設等の確保についてですけれども、これについては医療関係者の方へのヒアリングといたしますか、ニーズの確保に努めておられますか。

○増田病院マネジメント課長 感染症病床を持っている医療機関である県立医科大学や県立病院機構の奈良県総合医療センターなどが所管して、今頑張って従事してくれているのですけれども、各病院に近い施設に声かけをさせていただくとともに、その施設の利用について、各職員に声をかけさせていただいているところです。

○尾崎委員 それぞれの希望に応じたしっかりした対応をしていただきたいと思います。

次に、検査を受けて、結果が出るまでの間2日や3日程度かかる場合があると思うのですけれども、そのときに家に帰っていただく、あるいは高齢者だったら高齢者施設に帰っていただくということが今起こっているのではないかと思います。その辺の対応というのはどのように考えておられますか。

○鶴田医療政策局長 現状としては、診察して検査する時点で入院が必要な症状がある方には入院をしていただきます。ただ、そういった症状がなく、自宅で安静にできる方には自宅に帰っていただくという運用をしております。

その際にもご本人様には結果が出るまでは自宅でなるべく不要不急の外出は控えるように、指導はさせていただいております。

また、自宅にいる最中にもし症状が悪くなることなどがあれば、保健所に連絡するようにといったことを、検査を受けた方にはお伝えして、結果が出次第、ご本人様に報告するという運用をさせていただいております。

○尾崎委員 私は素人ですけれども、家に帰っていただいた、もしくは高齢者の場合だったら施設に帰っていただいて、そこでうつる可能性もあるように思うので、何かその辺も配慮をできる範囲で検討していただけたらと思います。

もう一点、両親、もしくは保護者の方が感染された、陽性となったときの子どもの処遇

についてどのように考えておられますか。

○戸毛疾病対策課長 親が新型コロナウイルス感染症の患者となって、濃厚接触者となった子どものことでお答えさせていただきます。

濃厚接触者となった子どもは、2週間の健康観察が必要となって、自宅などでの待機を求められます。親が患者となって入院し、子どもだけが残された場合の対応につきましては、子どもの年齢や状況など、ケースバイケースであり、家庭の意向が一番大事ではあるものの、まずは親族や知人で子どもの面倒が見られる人に家族から依頼していただくということとなります。

親族等での対応が難しい場合の選択肢としては、保護が必要な児童への対応として、児童相談所等での一時保護、また緊急措置的にはありますが、親と一緒に入院できるよう、医療機関での入院調整などが挙げられます。

いずれにおいても、子どもが安心して生活できる環境整備となるよう、家庭の意向をよく聞き取りながら対応していくこととなります。

○尾崎委員 十分な配慮をよろしく願いいたします。

最後に、情報の公表ですけれども、私がフェイスブック等で皆さんから頂いた情報を、今の状況はこのようだと流すと、結構安心される方が多いのです。例えば今、ナラプラスがあるということを啓発して、それを見たらこのような状況だ、場合によっては入院者が減っている、退院されている方もいらっしゃるのだということを見て、東京や大阪とは違うのだということに安心していただくということは、非常に良いことと思っています。

そこで、大阪府や和歌山県では、検査数やその陽性率が分かるように、毎日発信されているのです。そういうものを今後、奈良県でもやっていかないといけないと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○戸毛疾病対策課長 陽性者の数につきましては、患者の発生した日につき報道発表させていただきますところですので。

検査数につきましては、先ほど説明させていただいたように、PCR検査、行政検査は把握しておりますが、行政検査に加えて民間検査もどんどん体制を整備しております。今は毎日民間からその日のうちに新しい数字が届くというものではありませんので、その体制を整えます。他府県の日々の数字は確定値ではないとは聞いていますので、どういう出し方がいいかということを検討して、できるだけ日々のことも分かるように、今は週に一度、1週間分出していますが、毎日どうなるかというところを、1週間に一度になるかも

分かりませんが、検討したいと思っております。

○尾崎委員 和歌山県などではちゃんとグラフでぱっと見ただけで分かるようにしてくれていますので、そのような配慮もよろしく願いいたします。

○大国委員長 質疑の途中でございますが、感染症対策の観点からしばらく休憩を取りたいと思います。

14：24分 休憩

14：36分 再開

○大国委員長 休憩前に引き続き再開をいたします。

それでは、質問を続行いたします。

○佐藤副委員長 それでは、私のほうから3点お伺いさせていただきます。

感染拡大防止事業についてまず1点。予算書を見てみると、文教くらし委員会所管の幼稚園感染拡大防止補助事業でマスクや消毒薬を購入する費用として4,845万円という数字からまず始まって、そこから認可外保育施設、児童養護施設、学習支援教室と続いていく中で、付託されている介護福祉士養成施設等に対する感染拡大防止事業が504万円、続いて在宅医療的ケア児で1,547万円、障害者支援施設等で6億1,236万円、加えて高齢者福祉施設等で14億2,505万円と、総計で22億円を超える予算が、マスクや消毒薬を購入する費用とされております。

厚生委員会が所管している分について、20億円を超える金額になってはいますが、この調達予定量、例えば細かく申し上げますと、マスクの枚数でいうと大体どれぐらいの枚数なのか、消毒薬としては何リットルぐらいの消毒薬を購入される予定なのか、それぞれの事業についてお答えいただけますでしょうか。

○芝池福祉医療部次長（企画管理室長事務取扱） マスクと消毒液の調達量ですが、生活困窮世帯の子どもの学習支援教室につきましては、マスクが3万3,000枚、消毒液が165リットルです。介護福祉士養成施設等につきましては、マスクが7万7,000枚、消毒液が205リットルです。在宅医療的ケア児等の家庭にマスクの供給につきましては、マスクのほうは20万1,000枚、消毒液が1,600リットルです。障害者支援施設等につきましては、マスクのほうは499万枚、消毒液が14万5,000リットルです。それから、高齢者福祉施設等につきましては、マスクが871万枚、消毒液が44万リットルとなっています。

○佐藤副委員長 今聞いただけでも相当な枚数になるかと思えます。

先ほど各委員からの質問も相次いだと思いますが、年度中のマスクの購入量としては、検討した結果がこの枚数ということですが、買い方としてはどうなるのでしょうか。相当なマスクと消毒薬の購入量になると思います。これと似たような状況が47都道府県それぞれで行われているということも聞いておりますし、市町村においてもこれを購入している。

つまり、以前あったと思いますが、トイレットペーパーなどが、在庫が十分にあるにもかかわらず、皆が買うことに殺到することによって、店頭から消えたということになりかねません。予算を決めたらずっと買い続けるのか、それとも3カ月分だけ買って必要数を確保した上で順次買い足していくのか。流通の問題もありますので、どのような購入を検討されているのかお聞かせいただけませんか。

○芝池福祉医療部次長（企画管理室長事務取扱） 今回の補正予算につきましては、終息の見込みが立たない中ですので、必要な数量を想定し、予算要求させていただいていますが、購入につきましては、状況に応じて随時現場の声を聞きながら、段階的に確保してまいりたいと考えています。

○佐藤副委員長 購入の仕方には十分注意していただきたい。今ちまたでは、一般の県民のマスクがないという状況になっていると思います。謎のマスクや高額のマスクが出て、店頭にも並んでいるということですが、やはり仲卸以上で購入している、特に都道府県、市町村などが一気に買っていってしまうと、ますます一般の方々に届くのが遠のいてしまうことを危惧するところです。

これに対して当初の1月末ぐらいから話をさせていただいているのですけれども、県としてマスクの調達でこれだけの量を買うわけですから、全国的に似たような状況もあるということでしたら、物資が枯渇することはイメージできるはずです。それに対してマスクの代替品の推奨など。そして、アルコールを含む消毒薬が枯渇することに対する不安が日々寄せられているわけですので、これに対しての広報として、例えば代替品、再利用の仕方、また単純に言えば水道水で手洗いをするだけで、実はアルコール消毒よりも効果的であるとか、そういう寄り添った発信というものが必要だと思うのですけれども、その点いかがお考えでしょうか。

○芝池福祉医療部次長（企画管理室長事務取扱） 今回予算要求させていただいている中で、特に障害者や高齢の方につきましては、基礎疾患をお持ちの方が多いので、感染しやすい、あるいは重症化しやすい方も多くいらっしゃいます。なので、できるだけ消毒液

を確保したいとは思っていますが、今ご指摘いただいたようなご意見も踏まえ、再度代替措置も含めて検討させていただきたいと思います。

○佐藤副委員長 ぜひよろしくお願ひいたします。これだけの予算を認めるということは、買いに走られると思いますけれども、やはりそれによって起こる現象ということも出てくると思います。見落としているところもありますし、情報の発信、寄り添った発信を心がけていただきたいと思います。

2点目は、医療従事者支援についてお聞きしたいと思います。新型コロナウイルス感染症医療従事者等宿泊費補助事業として、国と案分になりますけれども、4億円を計上しておられます。この点につきましては、全国でも採用事例が少ない医療従事者への宿泊施設の提供にご尽力いただきまして、関係する皆様にこの場をお借りして厚く御礼を申し上げます。

ただ、この内容を掘り下げさせていただきたいと思います。現状は施設の確保ではなく、宿泊費の補助ということになってはいますが、ゴールデンウィーク中に休業している宿泊施設もあると聞き及んでおります。利用状況を含めて現状と今後の展開予想、想定などお聞かせいただけませんか。

○園田医師・看護師確保対策室長 医療従事者等宿泊費補助事業につきましては、仕組みについては佐藤副委員長のおっしゃるとおりですけれども、補助対象はコロナ対応をいただいている医療従事者、あるいは医療従事者のためにホテルなどを借り上げしている医療機関に対して支援をしようと考えています。

現状、個人の医療従事者の方がホテルを予約しにくいという状況はまだ聞いておりませんが、医療機関のほうで例えばウイークリーマンションを借り上げるといったことに対しても補助しようと考えております。

○佐藤副委員長 宿泊費の上限が1万円とも聞いていたのですがけれども、そういう借り上げを含めて展開されるということが今示されたので、これからも情報について、医師会や病院組合を通じて、広くこういう制度があるので、利用していただくように、その充足率も含めて今後報告いただきたいと思います。

また、休業している宿泊施設が結構増えてきている中で想定される、休業しているからこそホテルに開けてもらうような借り上げもターゲットに入っているのでしょうか。その点確認させてください。

○園田医師・看護師確保対策室長 今のところ休業されているホテルに医療従事者のた

めに、例えば再度開業していただくことは考えていませんけれども、できればこういった事業をやりますので、ご協力いただけるようなホテルがあるようでしたら、十分周知というか協力要請を考えていきたいと思っております。

○佐藤副委員長 この制度をどうしようかと悩んでおられるホテルもあるかと思imasuので、こちらから、ニーズがある、何組ぐらい宿泊希望があるとか、また近くにそういう病院があるから対応していただけないかというアプローチも必要と思imasuので、その点を押さえておくようお願いいたします。

また、宿泊施設を利用するということは、食事を外食に頼らなければいけない点や、また移動に関するフォローも必要になってくると思imasu。ここで奈良県新型コロナウイルス感染症対策基金条例において、基金内の事業内容に医療従事者等を支援するとありますけれども、食事や移動の補助といった点はどちらで対応されるのか、基金で対応されるのか、お聞かせいただけませんか。

○西川福祉医療部長 まず先ほど申し上げましたように、基金で当面考えていますのは、県民の方からご意見があった医療従事者を応援したいという声に応えるために、基本的には激励金というような形での支給です。個別に、例えば食糧費や移動のための経費補助というような形ではなく、激励金という形でやりたいというのが今の考えです。

○佐藤副委員長 ということは、新型コロナウイルス感染症医療従事者等宿泊費補助事業のほうで食事や交通費の補助などを考えられるということでしょうか。

○園田医師・看護師確保対策室長 想定では宿泊料ということで考えていますけれども、ホテルを利用された場合、食事代や送迎代も当然あり得ると思imasuので、その点はまた検討させていただきたいと思っております。

○佐藤副委員長 医療従事者の負担が非常に大きくなっていて、補助事業を拡大解釈できる部分もあるかと思imasuので、その点もここまでフォローアップしているということ現場の方に誤解なく、できるだけ利用していただくように制度を確立して、案内をしていただきたいと思imasu。

最後に1点、軽症者療養体制構築事業で500室確保のため、予算としては17億6,458万円を設けておられると思imasu。現在の状況と今後の予想される占有率、つまり想定稼働率は現状で考えてどれぐらいになるでしょうか。室数確保と併せてお答えいただけませんか。

○西川福祉医療部長 まず室数につきましては、先ほども申し上げましたように予算上

は500室分を見込んでおります。稼働率というのは現時点で幾らになるという想定ができるものではないと考えております。

○佐藤副委員長 いきなり満床にならないとは思いますが、それと関連して確認させていただきたいのが、これから問題になってくるであろうということで、家庭内感染、特に疑似症といわれる方々の取扱いを検討していかなければいけないと思います。

PCR検査を受けても2～3日の待機期間があったりするのが、現状だと思います。当然、PCR検査の検査結果を早めるという方法はあると思うのですが、疑似症者に対する議論をもう少し考えていかなければいけないし、家庭内感染を防ぐためにも、最後には、軽症者を泊まらせる宿泊施設に空きがあるのであれば、自宅に待機していただきと言われても、マスクや消毒薬がない、そして家族構成や家の造りが隔離に適していないなどの状況もあると思いますので、希望者に対しては空いているリソースを利用するという点について検討は可能でしょうか。お答えください。

○西川福祉医療部長 今のご質問は、先ほど尾崎委員もおっしゃったように、PCR検査を受けて結果が出るまでの間、待っている方が自宅でお待ちになられているケースがあって、先ほど鶴田医療政策局長の答弁もありましたように、その時点で既に症状が悪化しているような方は直ちに入院ということもあると思いますが、例えば軽症や無症状の方は、検査結果が出ていません。症状がなく検査を受けている方などが結果的に陽性者であった場合に、その間感染させるリスクがあるのではないかとこの趣旨だと思います。

これについては、当然検討が必要と思いますが、そういう方を今の宿泊施設に入れるのかということにつきましては、先ほども少し話がありましたが、検査に対する陽性者がどれぐらいか正確な数字を把握しているわけではないですが、これまで奈良県で検査した数に対する陽性者の率が1割を切っております。ですから、検査したかなりの方が結果的には陰性です。現在宿泊施設で療養していただいている方は全て感染された方、陽性になった軽症者や無症状の方ですので、そこへまだ結果が出ていない方に入っていた場合、仮にその方が陰性であっても、今度は感染するリスクのある場所へ入っていただくということになります。

現在、ホテルを運用しておりますが、ここはレッドゾーンといわれる感染者の通られるゾーンと、それからグリーンゾーンという従業員などが通るゾーンを完全に明確に区分けして、その中でも感染が起らないように徹底した対策を講じて運用しているところですので、そこに空きがあるから直ちにいただくのは、感染のリスクを考えた中では難

しいのではないかと思います。

ただ、佐藤副委員長おっしゃるように、PCR検査の結果を待っている間の感染リスクは否定できませんので、そういう方をどういう形で今後扱っていけばいいのか。全国的にもそういうことをかなり積極的に始めている県は、私ども聞いたことはございません。北陸で1県、福井県が、そういうことを検討されかけているという情報は少しお聞きしていますが、詳しい内容までは把握できておりません。今後、そういうことを検討していく必要があると感じていますが、先ほども申し上げましたように、現在宿泊施設に空きがあるから、そこに直ちに入れるということではないと思っております。

○佐藤副委員長 ただ、注意していただきたいのは、各ご家庭が持っている状況、家族構成を含めて自宅が隔離に適さないケースもある中で、医師から見て検査結果が出ていないから自宅待機をお願いするというのは少し考えものかと。

全員対応するのは、これからPCR検査を増やしていくという前提にあると思っておりますので、そこは厳選する必要もあると思っております。例えば、医師の指導、もしくは本人の希望、家族からのたつての希望、これらが2つ重なって状況を確認して、適合する場合には、部屋に空き数があるのであれば入れる。1つの事例ですが、こういった検討を始めていただきたいと思っております。

今全国的にもないというのは確かにそのとおりです。疑似症者に対する議論というものが全然進んでいないし、考えられていないと私は思っていますので、ぜひ軽症者療養体制構築事業の中で、これから室数を確保していく中でも想定に入れていただきたいのです。

○大国委員長 委員会の運営の都合によりまして、副委員長と進行を交代させていただきます。

○佐藤副委員長 それでは、委員長に代わり委員会を進めさせていただきます。

○大国委員長 それでは、1点だけ質問させていただきたいと思っております。奈良県新型コロナウイルス感染症対策基金条例についてお尋ねいたします。

前回の厚生委員会から陽性患者の方々の数が増えていく中で、医療従事者の皆様にはもちろんのこと大変ご苦勞いただいておりますし、また理事者の皆さんにも日々ご奮闘いただいておりますこと、本当に感謝申し上げる次第です。

そのような中で、知事は23日の記者会見で、この基金について発言していらっしゃいます。ネットのニュース等によりましては、奈良県知事が医療支援に給付金の寄附を呼びかけというような大きな見出しの報道がされ、県民の方々からその基金の内容等を知りた

いというお問い合わせが私のところにたくさんございました。

そういった中で、ご承知のように政府は一律10万円の特別定額給付金を決定し、補正予算を組み替えるという本当に前代未聞の決断をされたところです。それは、今全国民、また県民の皆さんに、自宅待機、あるいは不要不急の外出を控えていただき、みんなで協力して新型コロナウイルスを何とか終息させたいという思いを共有しようということから、政府もそういった決断をされたところです。

先ほど申し上げたように、医療従事者の皆さんは本当に頑張っていると思いますけれども、今声なき声、いわゆる生活現場から、今月の家賃をどうしようかという方々や給料がなくてどうして生活していこうかという方々の声がたくさん、私の下にも入ってまいります。

そういった中で、知事が特別定額給付金を基金の原資にという呼びかけをされたということもあり、確認の意味で、先ほどもございましたが、質問させていただきたいと思えます。

この基金は、特別定額給付金をそもそも目的にされたのかどうか、もう1つは金額は10万円ということに限定されているのかどうか、お尋ねをしたいと思います。

○西川福祉医療部長 まず先ほどお答え申しましたように、この基金を設置する目的とかきっかけは、県民の方から、現場で頑張っている医療従事者等を応援したいので、何か受皿をできたら作っていただけないか、ご自身もお金を出したいというご意見があつて、それを受けて設置に至ったものです。

先ほど申し上げたように、特別定額給付金、一律10万円を寄附していただくという目的で作ったものでは決してございません。そういう意味ですから、寄附していただく金額に、下限も上限もございません。幾らでも結構です。

○大国委員長 今の答弁のとおりだと思います。やはり趣旨を考えると、お気持ちだと思います。県民の皆さんの医療従事者等の皆さんに少しでも応援したいという気持ちを、形に表したいという方々の声を受けて作っていただくと理解していますけれども、そういったことも含めて、もっと県民の皆さんに、この基金の性質や中身を正確にしっかりと発信してほしいと思います。

たくさんの方が賛同されると思いますけれども、本当に大変な生活の中、給付金が行くのかというイメージの方もいらっしゃるので、きっちりとその辺の情報発信をお願いしたいと思います。

それと、「医療従事者等」ということですが、「等」というのはどういう範囲までを想定されているのか。当然、濃厚接触者になるかも分からないお仕事をされている方々、感染の恐れのある現場で働いていらっしゃる方々も、業種によってはたくさんいらっしゃいます。そういった方々も含めて、どの範囲までこの基金条例でカバーしようとしているのかお尋ねしたいと思います。

○西川福祉医療部長 先ほども申し上げたように、特に現に感染しておられる方、患者となっておられる方と最前線で向かい合っておられる方がまず中心というか、最初に想定した医療従事者です。

それから、「等」というのは、先ほど来委員の皆様からもご意見いただいているところでしたが、感染のリスクの非常に高い方、あるいは例えば福祉施設など、一たび感染が起ると、施設内感染、クラスターの発生につながりかねない中でかなり気を使って施設を運営されている方々も対象にして考えてもいいのではないかとということで、そういう方を「等」という形で今の基金条例上は表現させていただいているとご理解いただきたいと思っています。

○大国委員長 ありがとうございます。幅広い分野で本当に踏ん張っていただいているのが現状だと思います。また、こういった基金等を積んで、形に表すということも大事だと思います。そのほかに、感謝の気持ちを表すため、他府県ではいろいろな横断幕を作ったり、ブルーのライトで点灯して、その気持ちを表すというようなことをやっているの、やはりここは、奈良県としてできることについてはどんどん積極的にやってほしいと思うのです。

全体的に奈良県は大変手が遅いのではないかと批判の声が聞こえており、一生懸命皆さんやっていますけれども、そういった意味では、もっとできることをみんなが工夫しながら、県民の皆さんの気持ちを1つにできるように、新型コロナウイルスによる窮地を何としても乗り越えるのだという、知事も語気を強めて何としても乗り越えたいという会見を最近されていますけれども、そういった思いが県民の皆さんに届くように、ぜひとも福祉医療部の皆様を含めてご協力をお願いしたいと思いますので、よろしくお願ひします。

○佐藤副委員長 それでは、委員長と進行を交代します。

○大国委員長 それでは、ほかに質疑がなければ、理事者に対する付託議案の質疑を終わります。

続いて、付託議案について委員の意見を求めます。ご発言順次願います。

○樋口委員 自由民主党といたしまして全ての議案に賛成いたします。

○小泉委員 自民党奈良といたしまして賛成いたします。

○浦西委員 創生奈良も全ての議案に賛成をいたします。

○尾崎委員 新政ながらも全ての議案に賛成いたします。

○小林（照）委員 日本共産党も全ての議案に賛成いたします。

○佐藤副委員長 日本維新の会として全議案に賛成したいと思います。

○大国委員長 それでは、ただいまより付託を受けました議案について採決を行います。

採決は簡易採決により一括して行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

それでは、お諮りいたします。

令和2年度議案、議第50号中、当委員会所管分及び議第52号については、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議がないものと認めます。

よって、本案は原案どおり可決することに決しました。

これをもちまして付託議案の審査を終わります。

次に、委員長報告についてであります。正副委員長に一任願えますでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

それでは、そのようにさせていただきます。

これをもちまして、本日の委員会を終わります。